

美里町新型コロナウイルス感染症対応 感染拡大防止時短要請協力金(9月まん延防止措置分)のご案内

美里町では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請に応じた飲食店に対し、美里町新型コロナウイルス感染症対応感染拡大防止時短要請協力金を支給します。

要請 対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している全ての飲食店 (宅配・テイクアウト等を除く。) ※従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している飲食店は対象外
対象期間	令和3年9月13日(月) 午前0時から 令和3年10月1日(金) 午前5時まで
協力金	①中小企業者(簡易申請と通常申請があります。) 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じ支給 ・83,333円以下(簡易申請)……………2.5万円×18日 ・83,334円～250,000円(通常申請)・1日当たりの売上高の3割×18日 ・250,001円以上(通常申請)……………7.5万円×18日 ※売上減少額が大きい中小企業者の方は②の算定方法も選択可 ②大企業 前年度又は前々年度と今年度の1日当たりの売上高の減少額×4割×18日 ※但し、前年度又は前々年度の1日当たりの売上高の3割又は20万円の いずれか低い方が1日当たりの上限となります。 ※売上高はすべて消費税・地方消費税を除いた金額となります。
対象要件	1 令和3年9月12日以前から開業しており、対象期間中に午前5時から午後8時までの時間短縮営業に全面的に協力すること。 ※酒類の提供は、午前11時から午後7時までに限る。 2 「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得・掲示等していることなど。
申請期間	令和3年10月11日から令和3年11月5日まで

上記のほか、各種要件がございます。

【申請・問い合わせ先】

〒987-0004

美里町牛飼字御蔵新田93-4

美里町産業振興課 (美里町起業サポートセンターKiribi内)

TEL:0229-25-3329

【受付時間】平日9:00～15:00